

一般社団法人日本内視鏡外科学会 会費に関する規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という。）の定款第7条2項に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

年額12,000円

但し、評議員は、年額20,000円とする。

(2) 学生会員

年額3,000円

(3) コメディカル会員

年額5,000円

(4) 賛助会員

年額1口50,000円で1口以上。

- 2 事業年度の途中で入会した事業年度の会費は、理事会の決議によって月割とすること又はこれを減免することができる。

第3条（会費等の納入）

- 1 この法人に入会した正会員、学生会員、コメディカル会員又は賛助会員（以下「正会員等」という）は、その事業年度の会費をこの法人所定の方法に従って納入しなければならない。
- 2 正会員等は、毎事業年度の会費として、この法人所定の期日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 前2項により納入された入会金及び会費については、直ちにこの法人が設ける会費台帳に記録し、その経過を明らかにしなければならない。

第4条（資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等）

- 1 正会員等背が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 この法人は、正会員等が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

第5条（補則）

この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、この法人の設立の登記の日（平成22年10月1日）から施行する。